

第2回帯広市農業委員会議事録

1 開催日 令和4年7月29日(金)

2 開催時間 午前10時30分開会 午前11時51分閉会

3 開催場所 大正農業者トレーニングセンター

4 出席委員 25名

2番 吉田 宏一	3番 深田 敬吾	4番 濱野 敏夫
5番 兒玉 康英	6番 松金 栄治	7番 梶川 毅
8番 河瀬 勉	9番 荒川 満雄	10番 大塚 敏幸
11番 山口 善則	12番 室崎 公一	13番 山崎 博之
14番 落合 憲和	15番 窪田 さと子	16番 辻 浩志
17番 尾関 健一	18番 増地 孝昇	19番 岸塚 隆弘
20番 鹿内 淳一	21番 廣瀬 貢弘	22番 石崎 一彦
23番 山本 裕慈	24番 森 有宏	25番 飯田 祐一
26番 吉田 利彦		

5 欠席委員 1名

1番 工藤 美佐

6 議事録署名委員

3番 深田 敬吾 4番 濱野 敏夫

7 議事内容

- (1) 報告第1号 農業委員会事務について
- (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
- (3) 報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
- (4) 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に係る専決処分について
- (5) 議案第1号 農地の転用許可申請に対する決定について
- (6) 議案第2号 農用地利用集積計画の案の決定について

8 傍聴人 なし

9 事務局 出席職員

事務局長	山名 克之	農地課長	境 憲行
農地係長	佐々木 正人	農地係主任補	齊藤 千紘
農地係主任補	本間 大慎	農地係係員	伊藤 智哉

事務局 長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議 長	ただいまより、第2回帯広市農業委員会を開会いたします。
吉田 会長	(会長より、近況を含め挨拶)
議 長	それでは議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 長	報告いたします。
	本日の出席委員は25名です。議席番号1番 工藤委員につきましては、欠席の申出を受けております。
	委員の出席数が定足数に達しておりますことから、本日の総会が成立していることをご報告いたします。
	本日の議事は、開催次第「3.次第」にあるとおり、報告が4件、議案が2件、協議が5件となります。
	(配付資料の確認)
	以上です。
議 長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、3番 深田敬吾委員、4番 濱野敏夫委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
	議事に入る前に、事務局より本日の総会の進行について説明させます。
事務局(境課長)	(本日の総会の進行に関し、報告・議案説明の簡略化について説明)
議 長	それでは議事の都合上、「開催次第」の「(8)協議」から始めさせていただきます。
	協議第1号「現況証明願の現地調査班の編成について」を議題といたします。
	前回の総会において、本件の班編成は会長及び会長職務代理者に一任されておりましたので、飯田会長職務代理者から編成案の説明をさせていただきます。

それでは、私から現地調査班の編成案について説明いたします。

「説明資料集」の1ページ「帯広市農業委員会農地等に関する証明等の事務処理要領」をご覧ください。

現地調査については、「要領」第3条第1項により現況調査願いのあった土地については、現地調査をしなければならないとあり、第3条第2項に記載されておりますとおり、3名の農業委員が行うものとなっております。また、第4条にありますように、現地調査は、基本的に毎月10日及び25日の月2回行うものとされています。

次に、資料集4ページ「現況証明願の現地調査班の編成案」をご覧ください。

上段は、参考として、前回までの班編成を掲載しております。下段が今回の新しい班編成の案となっております。

すでに第1班の皆さんには先日25日に現況調査を実施していただきましたが、ご覧のとおり九つの班で編成させていただきました。

この班編成にあたりましては、基本的に前回までの班を基本として、退任委員が抜けたところに新任委員を配置させていただきましたが、前回の総会の中でご意見として挙げていただいた、偏りのない配置にも配慮して、必要に応じて調整させていただきました。

また、第9班は充て職となっております、私と農地・農政部会の各副部長が調査にあたることとなります。このあと各部会の編成や正副部長の互選が行われることとなりますが、副部長になられた方には申し訳ないですけれども、他の皆さんより多く調査にあたっていただくこととなりますので、ご了承ください。

なお、調査日が近づきましたら、各班の担当委員には、事務局から調査依頼の連絡があると思いますので、お忙しいとは存じますが、ご協力よろしく願いいたします。

ただ、どうしても都合がつかない場合には、その旨を事務局にお知らせください。欠員の対応は、私か、農地・農政部会の各部長であたることとなっております。以上、このように原案を作成いたしましたので、よろしくお願いいたします。

ただいまの説明に対するご質問、あるいは原案についてご異議等ございませんか。

(なし)

議長

ご異議がないようですので、このとおり決定いたしました。

次に、協議第2号「農地部会及び農政部会の編成について」を議題といたします。

本件につきましても、前回の総会で会長及び会長職務代理者に一任されておりましたので、飯田会長職務代理者から編成案の説明をさせていただきます。

飯田会長職務代理者

それでは、私から各部会の編成案について説明いたします。

「説明資料集」の5ページ「帯広市農業委員会部会規約」をご覧ください。

部会につきましては、「規約」第2条に記載されておりますとおり、農業委員会の事務の円滑な運営を図るため、調査・研究等を行うものです。

農地部会と農政部会の所掌事務は、第3条第1項第1号と第2号にそれぞれ記載のとおりですので、確認してください。

部会の構成は、第4条にあるとおり、会長及び会長職務代理者を除く農業委員をもって構成することになります。

では、「説明資料集」6ページをご覧ください。

上段に農地部会、下段に農政部会を掲載し、左側には参考として前回までの部会編成を載せておりますが、右側が今回の新しい部会編成の案となっております。

農地部会・農政部会ともに、それぞれ12名ずつということになり、退任委員の抜けたところに新任委員を配置する形で編成させていただきました。

なお、資料には明記していませんが、このあと協議第4号の中で事務局から説明があると思いますけれども、年金協議会の代議員や農業委員会だよりの編集委員については、各部会で割り当てられた人数を選出いただきたいという部分もありますので、そういった点も考慮した上で、このとおり原案を作成いたしました。

どうぞよろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明に対するご質問、あるいは原案についてご異議等ございませんか。

(委 員)

(なし)

議長

ご異議がないようですので、このとおり決定いたしました。

次に、協議第3号「農地部会及び農政部会の正副部会長の互選について」を議題といたします。

選出方法について、事務局より説明願います。

事務局(境課長)

「説明資料集」5ページをご覧ください。

帯広市農業委員会部会規約第6条第1項に部会には部会長1名及び副部会長1名を置くことあり、第2項に部会長及び副部会長は、部会において互選することありますことから、このあと、農地部会と農政部会に分かれていただき、正副部会長の選出協議をお願いいたします。

議長
(委員)
議長

ただいまの説明に対するご質問、あるいは選出方法等に関してご異議ございませんか。
(なし)

無いようですので、のちほど農政部会及び農地部会を開催し、正副部会長を選出することとします

続きまして、協議第4号「帯広市農業者結婚推進協議会推進委員、帯広市農業者年金協議会代議員及び農業委員会だより編集委員の選出について」を議題といたします。

内容について、事務局より説明願います。

事務局(境課長)

はじめに、帯広市農業者結婚推進協議会の推進委員の選出について説明いたします。

「説明資料集」7ページ「帯広市農業者結婚推進協議会規約」をご覧ください。

結婚推進協議会は、帯広市の農業後継者の結婚対策を円滑に推進するために、帯広市農業委員会、帯広市川西農協、大正農協、帯広市で組織している団体です。

推進委員は、4月に実施する総会への参加のほか、農業後継者の結婚対策活動を行います。

「規約」第5条に推進委員の選出について定められており、農業委員会から選出する推進委員については、会長と会長職務代理者以外に、3名の農業委員を選出することとなっております。

選出方法は、前回と同様に、川西地区から1名、大正地区から1名、土地改良区及び応募委員の中から1名の推進委員を互選により選出いただきたいと思います。

なお、「説明資料集」8ページに、過去に開催した交流会の一覧がありますので、これまでの活動内容の参考としてください。

次に、帯広市農業者年金協議会の代議員の選出について説明いたします。

「説明資料集」9ページ「帯広市農業者年金協議会規約」をご覧ください。

農業者年金協議会は、農業者年金制度の拡充強化対策の推進に努め、農業者の老後の生活安定と福祉向上を図ることを目的に、年金被保険者及び受給者、関係機関・団体を会員として組織している団体です。

代議員は、4月の総会への参加のほか、各種交流会や研修会への参加と、加入促進活動などを行います。

「規約」第6条に代議員の選出について定められており、農業委員会からは代議員を2名、選出することとなっております。

これまでは慣例により、農政部会の委員から2名を選出しております。

次に、農業委員会だより編集委員の選出について説明いたします。

「説明資料集」11ページ「帯広市農業委員会広報紙の発行に伴う編集委員会の設置について」をご覧ください。編集委員は、年に2回発行している広報紙の編集委員会に参加し、記事の内容の検討や、編集後記を書くなど、編集と発行を行います。

「編集委員会の設置について」の2に編集委員の選出について定められております。

編集委員は、農政部会・農地部会の各正副部会長が充て職となっており、その他各部会員の中からそれぞれ部会長が指名する委員を若干名とされております。

これまでは慣例により、農政部会の委員から2名、農地部会の委員から3名を選出しております。

事務局からの説明は以上でございます。

議長 (委員) 長 ただいまの説明に対するご質問、あるいは選出方法等に関してご異議ございませんか。
(なし)

議長 無いようですので、この後、結婚推進協議会推進委員、農業者年金協議会代議員、農業委員会だより編集委員を選出することとします。

各部会等の開催について、事務局よりご説明いたします。

事務局(境課長) ご説明します。最初に結婚推進協議会の推進委員の選出を行いますので、川西地区の委員はこの会場で、大正地区の委員は本会場を出て左にあります和室で、土地改良区・応募委員も同じく和室になりますので、各自移動していただき、それぞれ1名の推進委員を選出願います。

結婚推進協議会の推進委員が選出され次第、各部会の正副部会長の選出を行います。

事務局がご案内いたしますが、農地部会・農政部会とも和室にて行います。

なお、各部会の正副部会長が決まりましたら、農地部会はだより編集委員を3名選出、農政部会は年金協議会代議員を2名、だより編集委員を2名、選出してください。

なお、規約第4条により部会に会長と会長職務代理者が同席いたしますが、時短のため部会を同時に開催いたしますので、会長は農地部会、会長職務代理者は農政部会にそれぞれ同席いただきます。

議長 それでは各部会等の開催のため、暫時休憩いたします。

【暫時休憩】

議 長	再開いたします。 休憩中に開催された農地部会・農政部会におきまして、各部会の部会長と副部会長がそれぞれ選出されました。 私からご紹介させていただきますので、それぞれ一言ずつその場でご挨拶をいただきたいと思います。 はじめに、農地部会長には 13番 山崎博之委員が選出されました。 山崎農地部会長、ご挨拶をお願いいたします。
山崎農地部会長	(就任あいさつ)
議 長	次に、農地副部会長には 4番 濱野敏夫委員が選出されました。 濱野農地副部会長、ご挨拶をお願いいたします。
濱野農地副部会長	(就任あいさつ)
議 長	次に、農政部会長には 2番 吉田宏一委員が選出されました。 吉田宏一農政部会長、ご挨拶をお願いいたします。
吉田宏一農政部会長	(就任あいさつ)
議 長	次に、農政副部会長には 7番 梶川毅委員が選出されました。 梶川農政副部会長、ご挨拶をお願いいたします。
梶川農政副部会長	(就任あいさつ)
議 長	ありがとうございました。正副部会長の皆さん、どうぞよろしくをお願いいたします。 続いて、結婚推進協議会推進委員の選出結果について、事務局より報告願います。
事務局(境課長)	ご報告いたします。このたび結婚推進協議会の推進委員に選出されましたのは、川西地区より18番 増地委員、大正地区より19番 岸塚委員、土地改良区・応募委員より1番 工藤委員です。 以上です。
議 長	続いて、農業者年金協議会代議員及び農業委員会だより編集委員の選出結果につきまして、それぞれ部会長から報告をお願いいたします。 はじめに、農業者年金協議会代議員2名について、吉田宏一農政部会長より 願います。
吉田宏一農政部会長	報告します。12番 室崎委員と15番 窪田委員です。よろしく願います。
議 長	ありがとうございました。続いて農業委員会だより編集委員について、農地部会からの選出委員3名の報告を 山崎農地部会長より願います。
山崎農地部会長	報告させていただきます。議席番号5番 兒玉委員、9番 荒川委員、17番 尾関委員を選出しております。

議 長	<p>ありがとうございました。続いて農政部会から農業委員会だより編集委員について選出委員2名の報告を吉田宏一農政部長よりお願いします。</p>
吉田宏一農政部長	<p>報告します。1番 工藤委員と15番 窪田委員です。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。選出されました委員の皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。以上で、協議第3号及び第4号を終了いたします。</p> <p>次に協議第5号「地区担当のあっせん・調整委員について」を議題といたします。</p> <p>内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局（境課長）	<p>「説明資料集」12ページ「帯広市農業委員会農地移動適正化あっせん基準」をご覧ください。</p> <p>農地移動適正化あっせん事業につきましては、「あっせん基準」第1条の下から2行目にありますように、農業経営の規模の拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化を図ることを目的として行われております。</p> <p>あっせん・調整委員は、各地区から出された「あっせん申出」に対し、「資料」13ページにあります第5条の基準に基づき、順位付けと取得に向けた協議を行うものです。</p> <p>「説明資料集」15ページをご覧ください。</p> <p>川西地区のあっせん・調整委員の案を上段に、大正地区のあっせん・調整委員の案を下段に掲載しております。</p> <p>慣例により、会長と会長職務代理者及び事務局の協議により、本案を作成いたしました。なお、会長、会長職務代理者、団体推薦委員及び応募委員は除外しております。</p> <p>基本的には、退任委員の後任に新任委員をあてておりますが、必要に応じて継続委員の配置を変更しております。</p> <p>以上、このように原案を作成いたしましたので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対するご質問、あるいは原案についてご異議等ございませんか。</p>
(委 員)	<p>(なし)</p>
議 長	<p>ご異議がないようですので、このとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、協議案件はすべて終了いたしました。</p>

議

長

続いて報告案件に入ります。

報告第1号及び第4号につきましては、事前に資料を送付し、内容をご確認頂いておりますので省略いたします。

では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」および報告第3号「農地利用状況調査（農地パトロール）の結果について」を一括して報告いたします。

6月分の調査結果について、室崎調査委員長より報告をお願いします。

室崎調査委員長

24日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明の附番10から15の6件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

つづきまして、4ページ、報告第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）についてですが、第3回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。

太平町 1, 114ヘクタール、上清川町 1, 000ヘクタール、
合わせて2, 114ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、6月分の報告を終わります。

議

長

ありがとうございました。

次に、7月分の調査結果について、山崎調査委員長よりお願いいたします。

山崎調査委員長

11日の調査ですが、3ページ 報告第2号 1 現況証明の附番16、17の2件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

つづきまして、法務局より依頼のあった、2 現況地目照会の附番1の1件について現地調査したところ、非農地であることを確認いたしました。

次に、3. 農地法第5条の一時転用に係る完了の確認の附番2の1件について現地調査をしたところ、工事が完了していることを確認いたしました。

最後に、4ページ、報告第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）についてですが、第4回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。

清川町 1, 275ヘクタール、美栄町 1, 412ヘクタール、
岩内町 663ヘクタール、合わせて3, 350ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、7月分の報告を終わります。

議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、調査委員長より報告がありました、ご質問等ございませんか。</p>
(委 員)		(なし)
議	長	<p>特に無いようですので、報告第2号及び第3号はこれで終わります。</p> <p>以上で、報告案件はすべて終了いたしました。</p>
議	長	<p>これより議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地等の転用許可申請に対する決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明させます。</p>
事務局(伊藤係員)		<p>農地法第4条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第1号、附番3の農業用施設の建設1件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第4条の各要件に合致していることを確認しております。</p>
議	長	<p>それでは、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番3について、岸塚委員よりお願いいたします。</p>
岸 塚 委 員		<p>それでは意見を申し上げます。附番3です。本件については、既設敷地内には余地がなく、この転用によって周辺農地や周辺環境に影響はないものと思われまますので、申請地を転用し建設することはやむを得ないものと考えます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。</p> <p>ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
(委 員)		(なし)
議	長	<p>ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定しました。</p> <p>次に、議案第2号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明させます。</p>
事務局(齊藤主任補)		<p>農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。</p> <p>(議案第2号、一般分(1)貸借権等の設定 附番28から32の5件について、調査書に基づき朗読・説明。)</p>

事務局(本間主任補)	(同、公益財団法人北海道農業公社分(1)所有権移転(買入)附番1から5の5件について、調査書に基づき朗読・説明。)
議 長	以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。
(委 員)	(なし)
議 長	それでは審議に入ります。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。以上で、議案の審議は全て終了いたしました。
(委 員)	予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
議 長	(なし)
事務局(佐々木係長)	特に無いようですので、以上で終了いたします。
議 長	次に、事務局より連絡事項を説明させます。
事務局(佐々木係長)	(事務局から連絡事項の説明)
議 長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長	ご起立願います。お疲れさまでした。